

# 第 1 7 回議会運営委員会記録

令和 4 年 4 月 1 2 日

【開催日】 令和4年4月12日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時40分～午後4時32分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
議事係書記	若野 みちる		

【付議事項】

- 1 改選後の議会運営に関する要望書について
- 2 広報特別委員会の委員会運営正常化に関する陳情について
- 3 山陽小野田市議会議員政治倫理条例について
- 4 山陽小野田市議会会議規則について
- 5 山陽小野田市議会アドバイザーについて
- 6 山陽小野田市議会基本条例の研修について

---

午後3時40分 開会

---

大井淳一朗委員長 皆さんこんにちは。ただいまより第17回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。まず1点目、改

選後の議会運営に関する要望書についてです。大きく4点ありますが、私たち議会運営委員会で今調査をしております3点について、皆さんと詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。まず初めに議会運営ルールの例規体系の見直しについてです。これにつきましては例規体系の見直しや申し合わせ事項を会議規程に取り込むことを主に要望されていますけれども、先進地の状況等々、地方自治法第120条にあるように、議会は会議規則を設けなければならないといったこともあり、それとの整合性等もありますので、これについては、今後の検討課題としたいと思ひますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、そのように回答したいと思ひます。その一方で創政会から、要望者も言われておりますが申し合わせ事項をホームページでも閲覧可能になるように見える化すべきではないかといったことが言われております。これにつきましてはもどうするかということが前回までの議会運営委員会の中で話があったところです。この見える化につきましては、おおむね議会運営委員会の中で、見える化を進めていこうではないかというふうに進んでおりましたが、問題は公開の範囲ということで議論が止まっておったかと思ひます。基本的な基準としましては、便覧にあります関係条例や規則等の議会関係、並びに議員関係が中心になるかと思ひます。それと併せて申し合わせ事項についてホームページで公開していくといったところが考えられますが、今日はこの公開の範囲を議論したいと思ひます。これについて皆さん、各会派で何か意見等があればお願ひしたいと思ひます。

森山喜久委員 創政会は全部公開を求めていきたいと思ひます。

大井淳一郎委員長 全部公開というのは議会関係、議員関係、申し合わせ事項、全てという意味でしょうか。

森山喜久委員 はい、そうです。

大井淳一郎委員長 はい、分かりました。

伊場勇委員 もし全部公開するに当たって、公開の仕方についてはどのようなことが考えられるか。事務局に教えてほしいです。

島津議会事務局次長 市議会のホームページには、左に見出しがあります。そこに1項目追加、つまり議会関連の条例、規則、要綱等というのを作りまして、そこから各条例、規則、要綱等を分かるようにしていきたいと思えます。ただ、便覧を作っておりますが全部通しになっておりますので、各々を切り離したり、そこからPDF化等にしたり、新たに枠を作ったりしないといけないので、その辺は決定されてから少しお時間を頂ければと思います。

大井淳一郎委員長 事務局から回答がありました。公開するに当たって、便覧を丸ごと公開するという方向もあるんですが、別々に分けてやったほうがいいんじゃないかという意見もあります。まずこれを決定したいと思います。これについてはいかがでしょうか。できれば、別々のほうが見やすいのではないかとといったことはこれまで出ておりますので、その方向で進めると。ただ、それに当たっては、今事務局からあったように時間を少し頂きたいということですので、議会運営委員会としましては、議会関係、議員関係、申し合わせ事項をホームページ上で閲覧可能にする、見える化していくと決定したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これについては、また時間を頂いた上で進めていきたいと思えます。それでは1点目の、例規体系の見直しについては以上とします。続きまして、秘密会の解除についてです。これにつきまして、要望者から秘密会の解除の手續や要件などのルールを明確にして、秘密会をした場合の会議録の公表についても、議会運営委員会でルールを定めたほうがいいのではないかとといった内容だったと思えます。これについて、まず秘密会ということなんですが、会議録の公表という話もあるんですが、そもそも秘密会をどういう基準で開催し、あるいは秘密

会を解除していくのかをいま一度、おさらいというか整理した上で、秘密会の会議録の公表について議論していきたいと思います。まず1点目の、秘密会の手続や要件ですが、事務局、これまでの答弁によりますと、委員会の場合の秘密会は過半数で開催し、秘密会の解除も過半数ということではよろしかったでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 そのとおりです。

大井淳一郎委員長 そのとおりということでした。秘密会を解除するための要件といったものは、この前も答弁いただいたように抽象的だと思うんですが、いかがでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 秘密事項でなくなったときとしかありません。

大井淳一郎委員長 その一方で秘密会の開催については、なかなか要件を明確に規定しているところがありません。やはりその個々のケースによって秘密会を開くか開かないかを決定しているようです。ですので、秘密会の開催については条文があり、秘密会の解除の要件については条文がない状態ですが、今、中村主査が答えたように、要件を満たせば過半数で解除していくということになろうかと思います。一応これが今までの議論を踏まえたものですが、皆さんどうですか。

伊場勇委員 会派でいろいろ話し合った結果、日本国憲法第57条に、「両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に必要を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。」と書いてあります。そのことも踏まえると、やはり公表していく決まりをしっかりと作っていく必要があると思っています。

大井淳一郎委員長 伊場委員から、日本国憲法を踏まえて会議録の公表についても話が及びましたので、続いて会議録の公表についてです。これまで

の会議規則上の位置づけによりますと、秘密会の会議録は公表しないという運用でなされており、これまではそのようにしておりました。ただ、議会基本条例では、会議録は公開することになっておりますので、それとの整合性を考えるならば、会議規則を少し変えていくこともあるのかもしれません。秘密会はできる限り開催すべきではないところですが、もし将来的に秘密会を開催した場合、ここでの会議録をどうするのか、どういう形で公表すべきなのか、あるいは公表しないのか、これについて議論したいと思います。これについて、皆さんから意見をお伺いしたいと思います。

伊場勇委員 委員長おっしゃるとおり、会議規則上は、秘密会の会議録は公表しないとあるんですけども、標準市議会会議規則を調べると昭和22年から変わってなくて、情報公開というのがいろんなところで叫ばれている中で、本市としても、やはり今の時代に合うように、しっかり公表する。ただ、公表の仕方はもちろん考えなきゃいけませんし、もちろん先ほど言った解除もそうですけど、運用面も考えながらそこを考えていく必要があると。ただ、やはり公表するという前提で動いていくべきかと思っています。

大井淳一郎委員長 公表するということですが、秘密会ですので秘密事項の部分があると思います。そこは特定した上で、伏せて公開という形が考えられるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

伊場勇委員 もちろん秘密事項を認定しなければいけないと思います。言ってしまうと秘密ではなくなってしまうので、公開の場で認定するときには、運用面では認定の仕方もなかなか難しいと思うんです。その辺は考えなくてはいけないんですけども、そこも踏まえて今からしっかり議論して、会議規則を改正する中で、その考えも取り入れていくべきだと思います。

大井淳一郎委員長 実際に秘密会を開催あるいは秘密事項の特定については、個々の事案によって異なりますし、そのときになってみないと分からないところもありますが、私たち議会運営委員会の中のルールづくりを設定する上で、今の議会基本条例との整合性を考えるならば、会議規則もそれに踏まえたものにすべきではないかといったことだと思います。具体的には、会議記録を秘密事項は黒塗りの状態で公表するというのを今後はしていくということなのですが、皆さん、その点の方向性はいかがでしょうか。笹木委員はいかがですか、その辺については。

笹木慶之委員 その方向性でいいと思います。ただ、情報公開条例との関係性もありますから、その辺りをよく精査しながらになろうかと思います。

大井淳一郎委員長 そうですね、はい、おっしゃるとおりだと思います。やはり秘密事項は公表すべきではないと思いますので、その辺は情報公開条例に非開示事項とかもあり、そういったものは一つの基準となり得ますので、運用面でその辺はやっていただければと思います。その上で、また後ほどの山陽小野田市議会会議規則について議論していきたいと思います。続きまして、議員の自由な発言を保障する措置についてです。これにつきましては、政治倫理条例の改正を視野に、どのようにしていくかということを議論していかなくてはいけないんですが、まず前提としまして、議員の発言に対して、議会内の発言について、どのような対処をしていくかということです。御承知のように国会議員のような免責特権は地方議員にはありませんので、何を発言してもいい、何も問われないということはありません。やはり地方自治法あるいは会議規則によって規制を受けるのは当然です。ただ、それに加えて、政治倫理条例の対象にもなってしまうのはどうかといったことが、この参考人の意見ですので、議会内での発言を今後どのように取り扱っていくのか、それと連動して政治倫理条例の位置づけをどうしていくのかといったことを議論していかなくてはいけないと思います。これについては、いかがでしょうか。

森山喜久委員 議会内での発言については、議会の内部規律問題、議会内部のことということで、政治倫理基準に違反するとかそういう話にはならないのかなと思っております。

大井淳一郎委員長 政治倫理条例の対象ではないといった発言だったと思いますが……（「いいですか」と呼ぶ者あり）では、補足を願います。

伊場勇委員 議員の発言については、会議規則と地方自治法でしっかりと取り締まるといいますか、そういった形を取ることだと思えます。不適切な発言となれば、不穏当発言と認定して、そういった処理をしていくということだと思えます。ただ、今言われているのは、政治倫理とは何かというところだと思えますので、その辺をしっかりと理解した上でこの条例を使いこなすべきかなと思えます。議会外の議員の活動及び職権を利用した行為はしっかりと取り締まるべきもので、そのための条例だとあるので、その解釈をしっかりとしながら、この条例を使っていくと。ただ、この条例を改正するかどうかというところは、解釈の話になってくるので、そこは必要かどうかをもう少し考えていくと。今この場で決めることはなかなか難しいかなと思っています。

大井淳一郎委員長 笹木委員はこの点についていかがでしょうか。何か会派で意見等（発言する者あり）どうぞ、手を挙げていただいております。

笹木慶之委員 これについては、やはり、非常に繊細で微妙な部分があるんですよね、場合によれば。だから、なかなか表現が難しいものがあるかと思えます。ただ、原則的にはさっきもありましたように、委員会、議会等の中の問題については他の法律で取り締まるとなっていますから、それは一つ違うんじゃないかなということなんですが、とは言いながら、一つの事案について関連する事項が、ややもすればあるかもしれません。そういうところは非常に紛らわしいものがありますが、これはこれとし



て、原則は原則としてやはり守っていくべきじゃないかなと思っております。

大井淳一郎委員長 笹木委員も議会内の発言については地方自治法や会議規則で対応すべき、基本的にはそういう問題だということによろしいでしょうか。

笹木慶之委員 それが、原則的なルールになっておると思いますから、それでいいと思いますね。

大井淳一郎委員長 うちの会派も皆様と一致しているところです。政治倫理条例、今、伊場委員の言われたように、政治倫理は何かといったこともあります。以上で、要望書については、政治倫理条例の位置づけを明確にするというか、今後、要は議会内での発言は地方自治法や会議規則で対応すべき問題であるという全体を確認した上で、政治倫理条例の改正については、また、今後検討していくという形での回答になっていくかと思います。付議事項1点目は、取りあえず以上とします。2点目の、広報特別委員会の委員会運営正常化に関する陳情についてなんですけれども、先ほどの改選後の議会運営に関する要望書についての議論と、この後の付議事項3点目と4点目が連動しますので、先にそちらをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）3点目、山陽小野田市議会議員政治倫理条例につきましては、先ほども少し触れましたように、今後、政治倫理とは何かといったことも含めて、政治倫理条例を改正すべきかどうかといったところを少し踏み込んで議論していきたいと思います。これはまた、後日、議会運営委員会を開いて、改正すべきかどうかを踏まえて議論していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。続いて、4点目の山陽小野田市議会会議規則については、先ほど議会運営委員会の中で出た秘密会の会議録の公表については、ちょっと平たい言い方をすれば、黒塗りをした状態で公開していくと、秘密事項を特定した上で公開していくということになりましたので、

これを踏まえた会議規則を作らなきゃいけません、どのように改正するか、ちょっと今日は手持ちがございませんで、これは今後事務局と相談して、会議規則を改正する必要があるかどうかも含めて議論していきたい。事務局とすれば、今の議会運営委員会の決定を受けて、会議規則を変更する必要があるかどうかについて、今分かる範囲でお答えいただければと思います。

島津議会事務局次長 先ほどの情報公開条例の関係で言えば規則では「公表しない」としているんで、これを黒塗りでも公表するならば、改正する必要があります。それから、他市においても例えば、記録の公開について、うちは秘密会の議事は公開し、公表しないとしておりますけども、例えば「議事の記録中、秘密を要すると議決した部分はこれを公表しない」などと変えれば、黒塗り以外は公表することができると思います。

大井淳一郎委員長 今の事務局の意見も踏まえて、法制執務の観点もありますので、今の私たちの決定を受けて、会議規則をどのように改正していくかということを出してもらって、また次の定例会で改正に向けて動いていきたいと思います。よろしくお願いします。それではちょっと30分弱たちましたので、ここで換気のため、休憩を挟みたいと思います。暫時休憩します。

---

午後4時 休憩

---

---

午後4時9分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。付議事項2点目に入ります。広報特別委員会の委員会運営正常化に関する陳情についてということ、先日、参考人をお呼びして御意見を聞いたところですが、この陳情の取扱いについて、議会運営委員会の中でまだ話をしておらず、協議したいと思いますので、よろしくお願いします。これについて、いかが

でしょうか。

伊場勇委員 陳情書にもありますとおり、言論こそ議会の要諦という表現をされております。これは議長の所信表明にあった言葉なんですけども、全くおっしゃるとおりだと思いますし、議会運営、この中では委員会運営のことをしっかり触れております。委員会運営について、一番はやはり委員長がしっかりとさばくこと、準備もしっかりそろえて取り組むことが、私も特別委員会の委員長をしておりますけども、非常に大事だと思いますので、委員会運営がスムーズにいくようにしていくということは、大事なことだと思います。

宮本政志副委員長 会派でも伊場委員が言われたことが最大の論点になっていきます。それと委員長の委員会運営に加えて、委員会内での委員の質疑とか発言といったことに関しても、的確に心掛けていくようにということも、論点として出ております。この2点かな。以上です。

大井淳一郎委員長 これは広報特別委員会も含めた委員会運営のことに関わることだと思います。私も委員長をさせていただいていますが、委員の発言は言論の府でありますので、基本的には尊重していかなきゃいけない。その一方で、余り脱線してはいけませんから、委員長としてさばきというものも必要になってくるかと思います。御指摘の点を踏まえて、委員会運営が正常化に向かうように、その辺を申し添えるということで陳情者に回答したいと思います。なお、この陳情のことには直接関わらない形で言われましたが、広聴特別委員会についても触れられておりました。これについてもいろいろな御指摘、意見もあります。これについては、随時、私から広聴特別委員長には言っておりますし、今後それを踏まえた議論もされていくと思いますので、これについては今回関係ないとはいえ、今言われた点もありましたので、申し添えたいと思います。以上で、2点目の付議事項の2点目は終わります。付議事項5点目です。山陽小野田市議会アドバイザーについてです。これについて、現在の状況

を教えてください。

中村議会事務局主査兼議事係長 委嘱順で言うと逆になりますが、中村健先生については、次の方を紹介していただいて、今、事務局としては内諾を得ている状況です。江藤先生に関しても同様で、内諾は頂いているのですが、今後のアドバイザーとして結局どういうことを1年間していけばいいのか、そこについてを山陽小野田市議会から示してほしい、計画というか、そういうものを示してほしいとおっしゃっていただきましたので、委嘱する前に、そこを議会運営委員会で議論していただく必要があろうかと思えます。

大井淳一郎委員長 今お2人の名前が上がりました。早稲田マニフェスト研究所、長年お世話になりました中村健さんに紹介していただいた方については委嘱するということを決定的にしたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしくお願ひします。それから、江藤先生…（発言する者あり）はい、どうぞ。

中村議会事務局主査兼議事係長 今それぞれ段階がありますので、これまでは、きちんとそのときにその先生のプロフィールを一応お出ししています。ですので、どうでしょうか、長内先生についても、次の議運できちんと一度プロフィールを皆さんにお出ししたほうがよければ、江藤先生も併せてできますし、そこをちょっと、すみません協議してください。

大井淳一郎委員長 そうですね、はい、おっしゃるとおりで、資料としてプロフィールはいつもだと出てきます。今回、委嘱する方向を今回決めまして、長内さんという名前が出ましたけど、内定している方のプロフィールを、次の議会運営委員会に示してもらって、今から議論します江藤先生との話も併せて取り上げていきたいと思ひます。江藤先生については、計画を立ててくれということ、1年間ですね。正直言って、ちょっと何もコンタクトがなかったということで、先生が気にされて今のよう

に言われたと思います。計画を立ててくれということですが、これについて、江藤先生の取扱い、取扱いという御無礼ですが、江藤先生に再びお願いするかもどうかも含めて。江藤先生がそのように言われた経緯とか分かりますか。ちょっと、多分メール上のやり取りだけだと思うんですが、分かる範囲で。まず、江藤先生はこれまで受けていただいたので、内定という形で、「どうですか、内諾いただけますか」という形で多分打診されました。その後で江藤先生が「承諾はするけれども、何らかの計画を立ててくれ」という返答だったと思うんですけれども、これについて、何か経緯というか、それ以上言えるものがあれば、特になければいけないということで、やり取りについて。

中村議会事務局主査兼議事係長 やり取りの経緯はないです。まだ頂いたメールの回答をただけです。

大井淳一郎委員長 その上で、計画といっても、どれぐらいの計画を立てればいいのかということもあると思うんです。結局、先生からすれば1年間何もなかったということをやはり気にしておられると思いますんで、こういう形でアドバイザーとしてお願いしたいということ、計画というか予定みたいなものを立てればいいのかと思うんですが、ちょっとこれは皆さんの御意見も踏まえて考えていかななくてはいけない件だと思います。

宮本政志副委員長 受託される条件として年間計画を作ってくれということですか。別に条件じゃなくて、年間計画を提出しなくてもこのまま受託という解釈でいいんですか。これが条件になったんですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 メールの内容の内容までしっかり覚えていませんけれども、お受けしますが、そういう計画を出していただきたいという書きぶりだったように思います。

大井淳一郎委員長 承諾はするけれどという言い方ですね。

中村議会事務局主査兼議事係長 一応、アドバイザーになっていただいている先生には、議会運営委員会で、多少詰まったと言ったら失礼ですけどアドバイスを頂きたいときに、個別に、都度都度、メールで相談をしている状況です。昨年も、一度か二度、江藤先生に見解を求めたことありますので、昨年度、なかったわけではないです。先ほど委員長がおっしゃっていましたが、一応そこだけお伝えしようと思います。

大井淳一郎委員長 失礼しました。事務局レベルでは問合せをしているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

笹木慶之委員 いわゆるアドバイザーの設置規程の中に、職務というのがあります。この中に1号、2号、3号とあって、議会運営全般に関する助言指導、それから議会改革等、議会活性化に関する助言指導、その他議長が必要と認めたこととあるんですよ。ただ、これを前提として計画として挙げるのは極めて難しいだろうと思うんですよ。その都度やっぱり要るときに要するということもあるし、だからよく江藤先生にもう1回確認してからでないと。一般論として言うておられるんじゃないかなと思うんです、先生からすれば、職務遂行のために。だから、その辺りを含めて対応しないと仕方がないんじゃないでしょうか。いかがですかね。

伊場勇委員 例えばテーマを絞って、基本条例とか、もっと絞っていくなら政策討論会とかについて、議会がちゃんと取り組めていない事項があるから、これについてこの年度は助言と指導していただきたいという計画を作っていく、もちろんこっちからの提案もあるし、アドバイザーからの提案もあると思いますけど、そういったテーマを絞った計画のやり方というものも一つあるのかなと思うんですけども、江藤先生の思いがどこまでなのかがちょっとまだよく分からないんですけど、計画を作るのであれば、そういったやり方もあるんじゃないかと思いました。

大井淳一郎委員長 その一つの指標となるのが議会基本条例です。この後、議会基本条例の研修について議論するわけですが、この研修を踏まえて、基本条例を進めていく上で、私たちの議会で何が課題かというのが出てきますので、それを踏まえて計画を示して、先生とやり取りしていくという形が考えられます。もちろんいわゆる議会基本条例にとらわれずに、今、デジタル化推進特別委員会でも議題になっていますオンライン議会の話とか災害時の議会対応とか、そういったいろんなトピックもありますので、単純に「議会改革について、今後も御指導をお願いします」というよりは、伊場委員が言われるように、テーマを絞るというのは一つの手かもしれませんね。今、伊場委員から出ました。

宮本政志副委員長 もし作るのであれば、いつぐらいまでに年間計画を作ったほうがということも、まだニュアンス的に分かりませんか。

中村議会事務局主査兼議事係長 メールの本文からは、そこまで全く読み取れていません。ただ、設置規程には一応アドバイザー任期1年とされていますので、なるべく早い時期に先生にもお示ししたほうがよろしいかなと思います。

大井淳一郎委員長 分かりました基本条例を踏まえていくかというのもありますけど、別も含めて、ちょっと何かテーマを絞ったものがあるのであれば、それを先生に投げ掛けてみるということも考えていきたいと思えます。アドバイザーについては、また次回の議会運営委員会の中でもプロフィール等が出てきますので、それを踏まえて、これを今後どうするのかについて決定したいと思えます。よろしく願いいたします。それでは、付議事項6点目山陽小野田市議会基本条例の研修についてです。議会基本条例第35条第3項で、「議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の研修を行います。」とあります。早期に研修を実施していかなくはいけませんが、このコロナ禍ということでなかなか外部

講師を呼ぶのは難しいだろうということもあります。内々でやっていくことになると思いますが、具体的に誰を講師にし、あるいはどのような形で研修を進めていくのかについて、議会運営委員会で取りまとめたいきたいと思いますが、これについていかがでしょうか。議会基本条例の研修ですね。まず、内容は議会基本条例の中身だと思います。これについて、改選前の議会で基本条例の検証をしておりますので、その検証結果を踏まえて、具体的に問題となる条例をピックアップした形で研修を行っていくと思いますが、まず決めておきたいのは講師です。先ほど私は「外部講師はちょっと難しいんじゃないか」と言ってみたものの、皆さんが、「いや、そうでもない。外部から呼ぶべきだ」という意見もあるかもしれませんので、まず講師をどなたにするかということを決めなきゃいけないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

笹木慶之委員 今委員長からありましたように、この前期の事業として見直しを踏まえた検討を行っています。その内容は、事務局で皆御存じのことだと思います。したがって、そういったことを踏まえた中で、事務局を講師としてお願いをして、そして、この条例を制定するときに、高松議長は、当時の制定委員長だったと聞いておりますので、議長の監修の下、力を合わせて研修会に臨んでほしいというのが勝手なお願いですが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 今議長の名前が出ましたが、監修という形ですが、いかがですか。何かコメントございますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）特に、いいですか。では、高松議長監修の下、事務局が進めていくということ、おおむね進行ですね、意見等が出て、それはそれぞれお互いの議員で対応する、あるいは高松議長は造詣がありますので、お答えするという形になると思うんですが、基本的には事務局が講師として進めていくということで笹木委員からありましたが、いかがですか。

伊場勇委員 それで、進めていただけたらと思うんですけど、議会基本条例で



思うことが、もちろんこれは基本なので、それを基本としていろいろ議会活動をしていくんですけど、解釈が人それぞれ、少し違うところがあると思うんです、考え方が違うとかですね。ただ、解釈の仕方が大幅に違っていたら、同じベクトルで議会が進めないと思うので、そこを意見交換も少し入れながら研修を少しできれば、各々の考え方が少し違うところもあるかもしれませんが、ベーシックなベクトルはしっかりとこっちに向かっていくんだよというところを、そこでまた再度確認できるような形も取れたら、研修としていいのかなと思うんです。その研修で少しレベルアップができて、また2年後には検証作業があるじゃないですか。やっぱりそこを見据えてできたらいいかなと思います。

大井淳一郎委員長 伊場委員が言われるように、単純に、事務局が説明して、質疑応答とかではなくて、そのほか何かテーマとか解釈の分かれるところについて、議員同士で議論する場もやりたいということですよ。そういうことも踏まえた進め方を検討していく。高松議長が監修ということですので、それはばっちりになると思いますが、進め方については、お任せしたいと思います。結局、事務局が講師ということでもとまりそうなんです、よろしいですか。駄目ですとも言えないでしょうけど。

島津議会事務局次長 はい、善処したいと思います。

大井淳一郎委員長 善処というのなかなか行政言葉の感じですが、すみませんがよろしくお願いします。それでは6点目については以上とします。7点目、その他についてです。案件が結構あるので、私も整理が付かないところがあるんですが、これについて何かありますか。

森山喜久委員 本会議場の議員議席変更を要望したいというところの部分で、現行、議長の指定の下に、一応議員の議席は決定しているんですが、やはり議会改革を推進する中で、本会議場においても議員間の情報交換とか情報共有とかが必要だと思っています。そのためにも理念を共にした

会派ごとの議席配置とか、若しくは少人数で専門的な立場からやっている委員会ごとの実績配置というふうな形の分で、会派ごと若しくは委員会ごとの議席配置とすれば、議員間の情報交換とか意見共有、そして今後の審議といったところで、内容を速やかに行われるという利点があると思いますので、本会議場での議員席の変更を要望したいと思っています。

大井淳一郎委員長 議席の変更について申入れがありました。これまでどおりだと申し合わせ事項に載っているのかな。議員の議席は単純抽選だと思うんですが、議席についての位置づけを、おさらいしたいと思っています。

中村議会事務局主査兼議事係長 まず、原則として会議規則です。大原則は会議規則第3条だと思います。ちょっと文言を覚えていませんが、たし一般選挙後のことが最初に書いてあって、その後に議長が変更できるような書きぶりになっていたような気がします。必要があると認めるときは、議席を変更できるとなっています。多分この条項に基づいて森山議員は要望されているのではないかと思います。細かい行い方については申し合わせ事項13番、183ページです。今お持ちでしたら、すみません、183ページです。議員選出監査委員がいますので、1番に指定しているのと、議長と副議長も指定して、それ以外の方で抽選をしています。今までは変更は常任委員の改選事業は2年ごとに行っているということで、この3点ですね。会議規則と申し合わせ事項の2点に基づいて行っています。

大井淳一郎委員長 今皆さんのお手元にも便覧があると思いますが、議席の指定については、正副議長と監査委員だけが決まって、あとは抽選と認識されていると思います。この変更等はまだ、今後、検討課題としまして、森山委員から出されました議席の変更について、会派中心、あるいは委員会中心ということですが、委員会というのは、常任委員会ということですか。

森山喜久委員 常任委員会です。

大井淳一郎委員長 常任委員会ということですね。会派については皆さん御承知のように山口県議会議員なんかは、もう完全に自民党県議団が一つに固まっていますので、会派ごとにやるということは結構ほかにもあることだと思います。森山委員から提案がありましたので、私の会派あるいは笹木委員の会派も含めて、持ち帰って議論していきたいと思います。これは別に、変更はこちらで決めればいいのか。大丈夫なんですよ。ちょっとその位置づけを教えてください。

中村議会事務局主査兼議事係長 まず申し合わせ事項をきちんと変更すべきではないかと思います。

大井淳一郎委員長 申し合わせ事項を変更した上で議席の変更をするということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。どうするかについては、各会派で、また、私たち、特に2会派は議論していきたいと思えます。それから、そのほか、皆さんから、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）また後日、議会運営委員会を開きますので、またその中でも何か課題等があれば、御指摘いただければと思います。それでは以上としますが、事務局よろしいですか。特にないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後 4 時 3 2 分 散会

---

令和 4 年（2022 年）4 月 1 2 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎